

【モデル宿泊約款の一部改正について】

テキスト 87 ページの 8. 旅行業をとりまく約款 (4) 宿泊関係 「モデル宿泊約款」について、昨年 (2023 年)12 月 13 日付の旅館業法改正・施行に伴い、一部改正が行われました。

＜「モデル宿泊約款」改正のポイント＞

- 1 宿泊しようとする者に対して「感染防止策の協力を求めることができる。」旨の規定が新設された。
(第 4 条の 2)
- 2 「宿泊契約の締結拒否(第 5 条関係)」と「契約解除権(第 7 条関係)」に“特定伝染病患者等であるとき”及び“カスタマーハラスメントに関する規定”並びに“改正障害者差別解消法”が反映された。

詳細は、下記のリンク先 URL をご参照ください。

改正旅館業法の全文

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=323AC0000000138>



モデル宿泊約款の新旧対照表

【観光庁 H/P ▶ 政策について ▶ 観光産業 ▶ 国際ホテル整備法 ▶ 関係法令・通達 ▶ 通達】

<https://www.mlit.go.jp/kankoch/shisaku/sangyou/content/001712197.pdf>



以上